

## 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条 第1項第1号の規定（売上高減少）に基づく認定について

### [ 認定要件 ]

次の①②のすべての要件を満たすこと

- ① 大阪市内に主たる事業所（注1）を有すること。
- ② 申請者が、特定被災区域（注2）において震災前から継続して事業を行っている者であって、東日本大震災に起因して、その事業に係る当該震災の影響を受けた後、原則として震災の発生後最近3か月間の売上高が震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していること。（下記算式による）

※最近3か月間：申請日の属する月の2か月前までを含む3か月を対象期間とします。

$$(B - A) \div B \times 100 \geq 10.0\%$$

A：震災の発生後最近3か月間の売上高    B：震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間の売上高

（注1）…法人の場合は、原則として履歴事項全部証明書上の本社所在地の市町村で認定を受けることになります。

（注2）…東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項に規定する区域

（岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村）

（詳しくは、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。）

### [ 認定申請時の提出書類 ]

提出書類	説明
認定申請書	大阪産業創造館2階 大阪市ホームページからダウンロードすることもできます。 <a href="http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000295767.html">http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000295767.html</a>
許認可等(写)	許認可等を必要とする場合
履歴事項全部証明書(原本)	法人の場合。3か月以内に取得したものに限り
認定の根拠となる各月の売上高を確認できる書類 (試算表、売上台帳、総勘定元帳等いずれかの写)	申請書の「減少率計算式」に記載した各月売上高を確認できるもの
特定被災区域内で事業を行っていることが確認できる書類 (支店登記をしていない場合に必要)	特定被災区域内で震災前から事業を行っていることが確認できるもの (営業許可書、納税証明書、会社定款、パンフレット等)
その他	

### [ ご 注 意 ]

- ・ 認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 認定書の有効期間は、認定日から起算して30日間です。本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込みを行うことが必要です。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

### [ お問い合わせ先 ]

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階